

平成25年度 請負事業等における重大災害の発生状況（概要）

| 番号 | 森林管理局 | 森林管理署等 | 事業の種類 | 発生日 | 性別年齢 | 従事作業 | 災害の概要 |
|----|-------|--------|-------------------|-------|----------|------|---|
| 1 | 中部 | 木曽署 | 造林 (天然林受光伐) | 5月13日 | 男 65歳 | 伐倒作業 | <p>当日、被災者は同僚5名とともに、天然林受光伐の伐倒作業（伐倒4名、歩道刈払2名）に従事し、昼休憩をとった後、12時頃、伐倒作業に着手した。</p> <p>12時10分頃、被災者が立木A（ナラ、胸高直径60cm、樹高8.1m、立ち枯れ木）を伐倒しようとしている姿を、立木Aから谷側に向かって右斜め上方約15mの位置で伐倒に支障となる灌木を処理していた同僚Aが、確認した。</p> <p>12時15分頃、チェーンソーの音が聞こえないので不審に思った同僚Aは、被災者が作業していた付近へ行ったところ、伐倒された立木Aの横に倒れている被災者を発見し、声をかけたが反応がなかった。同僚Aは、同じ伐区で伐倒作業を行っていた同僚Bに災害発生を連絡した後、携帯電話の通信可能な林道付近に向かっていったところ、作業の状況確認に来ていた会社の業務部長に会い、災害状況を伝えた。</p> <p>12時30分頃、業務部長が携帯電話で木曽広域消防本部に救助を要請した。</p> <p>14時00分頃、被災現場に長野県消防防災ヘリが到着。</p> <p>14時07分、被災者をヘリに収容し、松本市の相沢病院に向かった。</p> <p>14時40分、ヘリは相沢病院に到着し、14時46分医師により死亡が確認された。</p> <p>現地の状況から、被災者は以下②～③の間に何らかの状態の立木Aに上半身を打たれ被災したものと推定される。</p> <p>①被災者は立木B（木曽ヒノキ、胸高直径48cm、樹高23m）の伐倒に立木Aが支障となると考えた。</p> <p>②被災者が立木Aを伐倒したところ、立木Aが倒れるのに伴い立木Aの伐根が根返りを起こすと同時に、立木Aから谷側に向かって右斜め下方2.8mにある立木C（木曽ヒノキ、胸高直径34cm、樹高15m）の枝（地上高約3.5m、直径約8cm）に立木Aが当たった。</p> <p>③立木Aは立木Cの枝を支点として元口部が谷側に、先端部が山側に反転し、林地傾斜44度の斜面を滑り落ちた。</p> <p>なお、受け口の切り込みで生じる木片、クサビの使用については現地で確認されなかった。</p> |
| — | 四国 | 嶺北署 | 林道 (林業専用道新設工事) | 6月29日 | 男 58歳 | 掘削作業 | <p>6月29日8時00分頃より、被災者は林業専用道新設工事の切土作業に従事していた。被災者はブレーカー装着のバックホウ（ベースマシンは0.8m³）による掘削後、バケット（容量0.8m³）装着のバックホウに乗り換え、掘削した土石を起点側へ掻き込むため、土石の整理を行っていた。現場代理人は、切土作業の進行状況を確認しつつ、被災者の運転するバックホウが転落しないよう監視・誘導を行った。</p> <p>昼食後、被災者は再びブレーカー装着のバックホウで掘削を行い、現場代理人は13時00分頃、1号残土処理場で残土の整理を実施した後、14時00分頃に再び切土作業箇所へ戻り、被災者の運転するバックホウの監視・誘導を行った。</p> <p>15時00分頃、現場代理人は被災者と翌日の作業の打ち合わせを行い、注意して作業するよう指示し、15時10分頃、切土作業箇所を離れ、そのまま16時30分頃下山した。被災者は、その後も引き続き切土作業に従事したと思われる。</p> <p>6月30日8時00分頃、現場代理人は工事現場に到着し、通常所定の箇所には置いてあるバックホウが見当たらないため、不審に思い、前日の切土作業箇所に向かった。現場代理人は前日の切土作業箇所、下方へ転落しているバックホウを見つけ斜面を下りたところ、8時20分頃、切土作業箇所から約47m下方でエンジンがかかったままのバックホウの傍らに倒れている被災者を発見（意識なく、呼吸もしていない状態）した。</p> <p>8時30分頃、現場代理人は携帯電話の通話可能な現場事務所に移動し、災害発生を会社へ連絡するとともに、8時35分頃、消防署へ被災者救出を要請した。</p> <p>10時15分頃、救助隊員が工事現場に到着し、被災者及び救出箇所の状況を確認したところ、降雨による落石の危険性があるため、人力での救助は危険であることから、10時35分頃、救助隊員は防災ヘリの出動を要請した。</p> <p>11時52分、現地に到着した防災ヘリが被災者をピックアップし、12時09分、仁淀川河川敷の波川公園に到着、警察車両で被災者をいの警察署へ搬送し検視を行った後、13時50分頃、被災者を高知赤十字病院へ向けて搬送した。</p> <p>14時20分頃、被災者は高知赤十字病院へ到着し、17時00分に医師の死体検案結果が示され、前日の18時頃に脳挫傷により死亡と診断された。</p> <p>現地の状況から、現場代理人が切土作業箇所から離れた後、被災者はブレーカ装着のバックホウで掘削した土石を整理するため、バケット装着のバックホウに乗り換え、土石の整理をしている時、切土作業箇所の仮設道の路肩が何らかの原因で崩壊（盛土開始箇所から斜距離で15.7m地点より、延長12.6mにわたり崩壊）したことにより、バックホウとともに転落、被災したものと推定される。</p> |

| 番号 | 森林管理局 | 森林管理署等 | 事業の種類 | 発生日 | 性別年齢 | 従事作業 | 災害の概要 |
|----|-------|--------|-------|--------|----------|-------------|--|
| 2 | 関東 | 伊豆署 | 治山 | 8月19日 | 男 69歳 | 簡易フレーム枠組立作業 | <p>当日、被災者は8時15分頃、現場代理人及び同僚6名と作業前ミーティングを行った後、8時30分頃から同僚6名と林道上部の法面で法枠組立作業を開始した（現場代理人は別の現場へ移動）。10時00分頃、同僚A（現場責任者）が、不足した物品を調達するため町内の商店に向かった後、被災者及び同僚5名は、引き続き法枠組立作業を行った（10時15分頃～10時30分頃まで休憩）。</p> <p>11時30分頃、林道から高さ20mの地点で作業をしていた被災者は、バランスを崩し20m下方の林道に転落し被災した。このとき、被災者が装着していた接続金具（親綱のロープチャックと安全帯のフック）は、何らかの原因で外れていたものと推測される。なお、被災者から約7m左下方で被災者と同種の作業を行っていた同僚Bは被災者が作業している方向から声が出たので振向くと、後ろ向きに尻餅をつくように倒れ、林道に転落する被災者を目撃した。</p> <p>同僚5名はただちに林道まで降り、倒れている被災者のもとへ向かった。同僚Bは、被災者が微かに呼吸をしていること、意識がないことを確認した。携帯電話により同僚Aに災害発生を連絡するため、電波状況の良い場所へ3分ほど移動し、11時45分に同僚Aに災害発生と救急車の派遣を要請した。</p> <p>12時30分頃に到着した救急隊員が被災者の死亡を確認し、無線で消防本部へ下田警察署に死亡事故の発生を連絡するよう依頼した。13時55分頃、下田警察署が現場の状況等の確認を行ったが、被災者の安全帯の装着状況、親綱との接続金具について異常は見られなかった。（現場確認後、被災者が装着していた安全帯は、下田警察署が持ち帰った。）</p> <p>14時50分頃、下田警察署は現場確認を終え、検死のため被災者を警察車両に収容し、被災者の同僚も事情聴取のため下田警察署松崎分庁舎へ向かった。</p> |
| 3 | 九州 | 宮崎北部 | 治山 | 9月6日 | 男 61歳 | モルタル吹付作業 | <p>当日、被災者は7時45分頃、同僚6名と朝礼・安全ミーティング後、モルタル吹付作業を開始した。当日の作業配置は、プラント4名、モルタル吹付2名（同僚A、B）、吹付後の水抜き清掃1名（被災者）。</p> <p>被災者は9時15分頃、近くで吹付作業をしていた同僚Bから岩に絡んだ親綱②を外すよう頼まれたため、親綱①を使い横移動用ワイヤーの位置まで移動し、外した安全帯のロリップ（墜落防止保護具）を親綱①に残したままワイヤーづたいに親綱②へ移動していた時、何らかの原因で足を滑らせ、傾斜約50度、高さ約70mを滑落し被災したと思われる。</p> <p>プラントから滑落を目撃した同僚は、近くにいた同僚達に直ちに救出に向かうよう指示するとともに現場事務所にいた現場代理人に災害発生を連絡した。連絡を受けた現場代理人は携帯電話で救急車の要請を行うとともに会社へ災害発生を連絡を入れた。</p> <p>9時30分頃被災現場から救出した被災者を車に乗せ現地を出発し、合流した救急車に被災者を乗せ替え、10時00分頃ヘリポートに到着した。10時30分頃、到着したヘリコプターに被災者を乗せ宮崎医科大学病院へ向かった。11時00分頃、病院へ到着し救急処置を行ったが、11時35分頃医師により死亡が確認された。</p> |
| 4 | 中部 | 南木曾 | 治山 | 11月16日 | 男 72歳 | 索道支障木伐採 | <p>当日、被災者は元請会社社長（以下、社長）と同僚3名（A、B、C）とともに8時30分から作業開始前のミーティングを行った。ミーティング終了後、9時頃から索道支障木の伐倒作業に従事するため、同僚3名とともに作業に着手し、10時頃に休憩を取った。その後同僚Aは被災者に伐倒する立木を指示したのち、同僚B、Cとともに崩壊地の上部へ移動した。</p> <p>11時00分頃同僚Aが被災者の作業状況を確認するために降りてきたところ、伐倒中に裂け上がって倒れたと思われる立木A（ミズメ、胸高直径20cm、樹高21m、谷側に20°傾斜）の根元から下方約3.0m地点に仰向けに倒れている被災者を発見し、社長へ携帯電話で災害発生を連絡を入れた。</p> <p>11時08分 社長は木曾広域消防本部へ救助を要請 11時50分頃 救急隊員と社長が現地に到着 12時00分頃 被災現場に長野県消防防災ヘリが到着 12時10分頃 被災者をヘリに収容し木曾町の長野県立木曾病院に向う 12時47分 医師が死亡を確認</p> <p>現地の状況から、被災者は立木Aを伐倒するため、受け口を作った後、追い口切りを始めたところ立木Aが裂け上がり、何らかの状態です立木Aに腰部を打たれ被災したものと推定される。</p> |

| 番号 | 森林管理局 | 森林管理署等 | 事業の種類 | 発生日 | 性別年齢 | 従事作業 | 災害の概要 |
|----|-------|--------|-------------|--------|----------|-----------|--|
| 5 | 四国 | 四万十 | 立木販売 | 11月26日 | 男 60歳 | 架線集材 | <p>当日、被災者（荷掛手）は、同僚6名（A:集材機運転、B,C:荷卸・造材、D:検測、E:グラップル運転、F:トラック運搬積込）と集材作業に従事していた。</p> <p>13:00頃、午後3回目の集材に向けキャレッジを移動させていたが、停止位置を過ぎても合図がないことから、不審に思った同僚Aが、無線機で被災者に声をかけたところ、被災者から滑落したと返事があった。同僚Aは、直ちに盤台にいた同僚Bにその旨を伝え、同僚Bが被災者のもとへ向かった。</p> <p>13:15頃、同僚Bが窪地に座っている被災者のもとに到着。被災者は意識はあるものの右胸の痛みを訴え、動けない状況であったことから、無線機で同僚C、E、Fに救助の応援を要請した。</p> <p>13:30頃、要請を受けた同僚C、E、Fが被災者のもとに到着。同僚Bとともに作業服と灌木で担架を作成し、被災者を座らせた姿勢で担架に乗せ、14:00頃盤台に向け下山した。同僚A及びDは、被災者は意識があること、県立幡多けんみん病院までは30分程度で到着できることから、救急車の要請は行わず、通勤車両で搬送することとし、盤台付近で待機していた。</p> <p>15:00頃、被災者と同僚B、C、E、Fが盤台に到着、同僚Cの運転する通勤車両で同僚B、Dとともに県立幡多けんみん病院に向け被災者を搬送した。</p> <p>16:00頃、病院に到着。直ちに医師による処置を開始したが、17:05頃、医師による死亡が確認された。同僚Dは、病院到着後、日頃事務を依頼している素材生産業協同組合へ連絡し、労働基準監督署へ災害発生を連絡するよう依頼した。連絡を受けた素材生産業協同組合は、四万十労働基準監督署へ災害発生との連絡をした。</p> <p>17:10頃、四万十労働基準監督署より四万十森林管理署に災害発生との連絡があった。</p> <p>現地の状況から、午後、2回目の集材を終え、退避していた被災者は、3回目の荷掛を行うべく退避場所から移動しようとした時、何らかの原因で足を滑らせ傾斜約45度の斜面を約37m滑落し、被災したものと推測される。</p> <p>なお、滑落したと思われる地点から約17m下方にメガネが落ちていた。</p> |
| 6 | 中部 | 南信 | 治山 | 11月26日 | 男 54歳 | 型枠出来型写真撮影 | <p>当日、被災者（現場代理人）は自社社員1名（A）及び下請会社従業員4名（B,C,D,E）と、コンクリート谷止工の型枠組み立て作業に従事していた。</p> <p>15時50分頃、その日の作業が終了したことから、下請会社従業員（C,D,E）は下山し、残った被災者と自社社員（A）及び下請会社従業員（B）は引き続き簡易な片付け作業に従事していた。</p> <p>16時00分頃、被災者は型枠出来形の写真撮影（谷止工の最下段部）の準備をしていたところ、突然、右岸袖部の上部から土砂が何らかの原因で崩落し、その下敷きとなった。</p> <p>16時10分頃、自社社員（A）は会社へ無線により災害発生連絡を行うとともに、会社から消防署へ救助を要請した。</p> <p>16時35分頃、災害発生の一報が署へ報告された。</p> <p>17時00分頃、レスキュー隊が災害現場に到着した。</p> <p>23時50分頃、被災者を土砂の下から収容した。</p> |
| — | 東北 | 金木 | 立木販売（薪炭共用林） | 1月16日 | 男 60歳 | 伐倒作業 | <p>当日被災者は、自家用薪を生産するため、午前8時30分頃自宅を出発し一人で薪炭共用林契約箇所において伐倒作業を行っていた。被災者は、双生木のミズナラ生立木AB（A:伐根径27cm、胸高直径26cm、樹高13m・B:伐根径27cm、胸高直径24cm、樹高13m）のうちミズナラ生立木Aを伐倒後、ミズナラ生立木Bを伐倒しようと受口を入れたが、何らかの理由により当初予定した伐倒方向に変更が生じ、伐倒方向を変えようとチルホールを使用しながら追口切りで調整を図ったがツルを残さなかったことから元口部が滑り落ち、被災者側に倒れ下敷きになり被災したものと推定される。</p> <p>なお、ミズナラ生立木Bとヒバ生立木C（胸高直径12cm、樹高6m）は枝がらみ状態で、くさびを使用した形跡はなかった。</p> <p>午後2時頃に帰宅する旨、家族に伝えていたが、時間を過ぎても帰宅しないため、午後5時頃に家族が現場へ向かったところ、車と搬出用のスノーモービルを確認したが、被災者は確認出来ず、しばらく周辺を捜索したが発見できなかったことから、午後6時35分中里消防署へ通報し、消防団等が捜索したところ、午後7時05分、倒れた木の下敷きになっている被災者を発見した。救急隊員らが被災者を収容し、その後、死亡を確認した。</p> |

| 番号 | 森林管理局 | 森林管理署等 | 事業の種類 | 発生日 | 性別年齢 | 従事作業 | 災害の概要 |
|----|-------|--------|----------|-------|----------|-------------|--|
| 7 | 四国 | 四万十 | 造林(保育間伐) | 1月23日 | 男 36歳 | 伐倒作業(枝払作業等) | <p>当日被災者は、同僚4名と伐倒・集造材作業(林地傾斜34度)に従事していた。被災者は、同僚Aと伐倒を行い、同僚Bはグラップル(単胴ウインチ付)での木寄せ、同僚Cは荷掛、同僚Dは玉切を行っていた。</p> <p>午後からは、同僚Aが伐倒(元玉)、被災者が伐倒木の枝払いを行うべく、同僚Aは、13時15分頃から開始し、1本目(伐倒木A:スギ・胸高直径40cm・樹高26.5m)を伐倒した。被災者は、その時、同僚Aが作業していた斜面の上方(20m程離れた地点)を伐倒木Aの枝払いをするため移動していた。その後、被災者は伐倒木Aの梢端部の位置に移動し、梢端部の処理を始めた。</p> <p>同僚Aは、被災者が梢端部の処理をしている間に2本目(伐倒木B:スギ・胸高直径30cm・樹高26.4m)の伐倒木の受け口を切り終え、追い口を切ろうとする前に被災者に伐倒する旨の声をかけ、被災者も応答(手を上げて立ち上がった)ことから退避するものと思い、追い口切りを始めた。</p> <p>13時35分頃、同僚Aが追い口を切り、伐倒木Bが倒れはじめた際、伐倒方向を確認したところ、その先で被災者が伐倒木Aの梢端部の処理を続けていることが分かり、咄嗟に大声で叫んだが、間に合わず、伐倒木Bが被災者の頭部に当たって被災した。</p> <p>被災後、同僚Aは、直ちに被災者の元に駆けつけ、声をかけたが応答がなかったことから、被災者を伐倒木Bの下から救出するとともに、森林作業道の周辺で作業をしていた同僚3名に声をかけ、同僚C、Dが救助に向かった。</p> <p>同僚B(現場代理人)は13時40分頃に携帯電話で事務所に災害の発生と防災ヘリの要請を行った。</p> <p>土佐清水市消防署から防災ヘリを要請するとともに、地上から救急隊が現地へ向かい14時55分現地に到着した。</p> <p>一方、要請を受けた防災ヘリは、14時45分に現地に到着し、15時13分に被災者を収容し、幡多けんみん病院へ搬送した。15時22分に病院に到着し、15時35分に医師により死亡が確認された。</p> |